

「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案」に関する
意見募集の実施結果について

意見提出者数: 6,625通(封書3,929通、FAX 2,066通、電子メール630通)
延べ意見提出数: 16,899件

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【浄化槽からの放流水の水質基準】</p> <p>浄化槽からの放流水の水質基準に窒素と磷の基準を設けて欲しい。</p> <p>浄化槽からの放流水の水質基準をATU-BOD(又は消毒後のBOD)として欲しい。 放流水の採水場所を消毒後に変更して欲しい。</p> <p>浄化槽からの放流水の水質基準に大腸菌群数の基準を設けて欲しい。</p>	<p>一般家庭向けの窒素や磷を高度に除去する浄化槽(窒素・磷除去型の浄化槽)の普及は始まったばかりであり、その一層の普及を促進する必要があるとともに、窒素や磷を安定的に除去できるよう新たな技術の開発や維持管理の手法などが課題となっています。</p> <p>したがって、農地・市街地等からの流出水の対策や、水質汚濁防止法の規制の対象とならない小規模事業場や未規制事業場への対策の状況を勘案しつつ、こうした窒素・磷除去型の浄化槽の普及状況や使用者の負担を含めた適切な維持管理体制の整備状況を見極めた上で、窒素や磷に関する水質基準を設けるかどうか検討すべきであり、今後の検討課題と考えています。</p> <p>浄化槽については、現在、消毒前の採水で硝化による酸素要求量を含むBODを指標として性能評価や法定検査がなされており、そのこととの整合性を考える必要があります。また、現行法(消毒前で採取し、硝化による酸素要求量も含む測定法)を用いた実態調査では8割から9割の浄化槽がBOD20mg/L以下となっていること、更には浄化槽の処理能力の考え方にも関連することから、今後の課題として議論することが必要であるとと考えています。</p> <p>大腸菌群数については、浄化槽の処理性能を規定する建築基準法施行令第32条第1項第2号において、浄化槽からの排出水に含まれる大腸菌群数が3,000個/m³以下と定められています。大腸菌群数については、公共用水域等の水質保全の観点からはこれ以上厳しい基準を設ける必要がないため、建築基準法施行令とは別に、浄化槽からの放流水の水質基準において大腸菌群数に関する基準を設けないことといたします。</p>

「BOD除去率90%以上」との水質基準は不要である。

既設の浄化槽にも水質基準を適用すべきである。

浄化槽法第3条の2第1項ただし書に規定するみなし浄化槽についても水質基準を適用すべきである。

メーカーがより良い製品を開発することを促すためにも、水質基準を厳しく規定して欲しい。

省令で規定される水質基準値の取扱い上の留意事項を明記して欲しい。

BOD値の評価を日間平均値で行うことについて周知徹底して欲しい。

BODの水質基準について、法定検査ガイドラインと同様な最高値の明文化が必要と考える。

「BOD20mg/L以下」のみを水質基準とした場合、性能評価において、BODの低い生活排水を浄化槽に流入させることにより、BOD20mg/L以下を達成させるおそれがあるため、水質基準として、BOD20mg/L以下とともに「BOD除去率90%以上」を設ける必要があります。なお、建築基準法施行令第32条第1項第1号においても、浄化槽の処理性能として、同様の考え方をとっています。

既設の浄化槽に水質基準を設けることは、過度に国民の財産権について制限を課すことになるため、適当ではありません。なお、処理性能であるBODが新たに設けられる水質基準のBODより高い既設の浄化槽についても、放流水の水質基準を満足させるよう、維持管理の方法など汚濁負荷の削減方策について調査・検討することが必要であると考えています。

今回の浄化槽法改正により公共用水域等の水質保全を法目的に加えたことから、放流水の水質基準は浄化槽を対象とし、浄化槽法第3条の2第1項ただし書に規定するみなし浄化槽については適用しないこととすることが適当であると考えます。

放流水の水質基準は、浄化槽の開発・普及状況や使用者の負担を含めた維持管理の状況などを踏まえて、現時点で適用可能な技術を採用する方向で、具体的な基準を定めることが適当であると考えます。なお、メーカーによる技術開発が促進されるよう、諸制度について検証することが必要であると考えています。

例えば、放流水の水質基準のBODは日間平均値であること、検査結果の評価の仕方、その評価を踏まえた指導の考え方など放流水の水質基準に係る様々な留意点について早急に検討・整理した上で、都道府県や指定検査機関に周知してまいります。

放流水の水質基準であるBODについては、国庫補助の対象となる浄化槽の処理性能や建築基準法令に基づく浄化槽の性能評価において適用されるBODと同様、日間平均値であることが適当であると考えています。なお、法定検査の検査内容や方法については、浄化槽管理者の負担等も考慮しながら、今後更に検討してまいります。

<p>【第7条検査の検査時期】</p> <p>浄化槽の機能が正常に達していない時期に第7条検査が行われないように指定検査機関に対し指導して欲しい。</p> <p>第7条検査の実施期間内に検査が確実に行われるよう指定検査機関に指導して欲しい。</p> <p>改正省令に規定された検査時期に第7条検査が実施されなかった場合の検査結果の取扱いを規定するべき。</p> <p>第7条検査は竣工時の検査と同時に受検するものとし、浄化槽の機能的な検査は第11条検査で代行できるように省令で規定して欲しい。</p> <p>浄化槽の処理性能は、7条検査ではなく11条検査で評価すべきである。</p> <p>第7条検査の時期を適切に把握するために、「使用開始報告書」の提出の徹底を図って欲しい。</p>	<p>浄化槽の設置の時期や設置後の使用実態によって浄化槽の機能が安定化する時期は様々であることから、第7条検査の検査時期の見直しに併せて、こうしたことを考慮して第7条検査を行うように都道府県や指定検査機関に周知してまいります。</p> <p>今回の浄化槽法改正により、第7条検査の未受検者に対する都道府県の指導監督規定を設けたことから、都道府県において、当該規定を有効に活用しながら第7条検査の受検の徹底が図られるよう、周知してまいります。</p> <p>今回の浄化槽法改正により、第7条検査の未受検者に対する都道府県の指導監督規定を設けたことから、当該規定を有効に活用しながら第7条検査の受検の徹底が図られることが、何よりもまず重要であると考えます。</p> <p>浄化槽工事の欠陥や単独処理浄化槽の違法設置を早期に発見し是正するためには、まずは、建築基準法の確認及び完了検査又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置届に対する都道府県等の審査の徹底を求めることが必要と考えており、国土交通省と連携して、こうした取組の徹底を図ってまいります。その上で、必要があれば、第7条検査について、その目的を含め検討することが必要であると考えています。</p> <p>浄化槽管理者から使用開始報告書の提出の徹底が図られるよう、都道府県に対して周知してまいります。</p>
<p>【指定検査機関から都道府県への検査結果の報告】</p> <p>報告事項の「カ. 工事業者名又は保守点検業者名、清掃業者名」について、工事業者名、保守点検業者名、清掃業者名の全てを報告させるべきではないか。</p>	<p>報告事項については、都道府県が浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督が行える必要最低限のものとするべきであり、第7条検査及び第11条検査それぞれの目的を考えると、第7条検査については、工事業者名及び保守点検業者名(第7条検査の前に清掃が行われた場合は清掃業者名も含む。)、第11条検査については、保守点検業者名及び清掃業者名を報告することが適当であると考えています。</p>

<p>報告事項の「キ. 検査の結果、不適正な場合はその原因」とあるが、原因の究明について判定マニュアルを作成し周知徹底を図って欲しい。</p> <p>「不適正な場合はその原因」を記載することとなっているが、統一的な表現方法を提示して欲しい。</p> <p>11条検査の判定基準の周知徹底を図り、検査結果を有効に活用して欲しい。</p> <p>検査結果の報告と個人情報保護法の関連を明確に規定し、都道府県が有効な改善措置を講ずることができるようにして欲しい。</p> <p>これまで、7条検査の「不適」のほとんどがメーカーの責任とされてきた経緯を鑑み、今回の改正で同じようなことが繰り返されないように適切な対応をお願いしたい。</p>	<p>指定検査機関が適正な検査を行うよう今後とも周知を図るとともに、法定検査の検査結果に基づき都道府県が関係者に円滑な指導監督を行うよう、御指摘の箇所を含めた報告事項の記載内容、この報告を踏まえた指導の在り方について早急に検討し、都道府県及び指定検査機関に周知してまいりたいと考えています。</p> <p>個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないこととされているが、その例外として、「法令に基づく場合」は本人の同意は不要となります(同法第23条第1項第1号)。</p> <p>今般の浄化槽法改正により、指定検査機関に対し法定検査の検査結果を都道府県に報告するよう義務づけたため、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」として、指定検査機関は本人の同意なく都道府県に個人データを提供できることが明確となりました。</p> <p>こうしたことから、都道府県においては、個人に関する情報であっても、報告された法定検査の検査結果を有効に活用し指導監督がなされるものと考えております。</p> <p>指定検査機関が適正な検査を実施するとともに、この検査結果を受けた都道府県が適切に維持管理に関し指導監督を行うよう、都道府県や指定検査機関に対し、必要な周知を行ってまいります。</p>
<p>【廃止の届出に関する事項】</p> <p>廃止の届出に、わかる範囲で「人槽」「メーカー」「型式」を記載することが望ましい。</p> <p>廃止だけでなく、使用停止中の浄化槽を把握するための届出も必要と考える。</p>	<p>使用の廃止の届出に係る事項については、浄化槽の設置状況の確実な把握を図るため必要最低限のものを規定することが適当であると考えます。仮に、御指摘のとおり、「人槽」「メーカー」「型式」を把握しなければどの浄化槽を廃止したのか判断できない場合においては、必要に応じて、都道府県がこれらの情報を浄化槽管理者に確認することで対応可能と考えます。</p> <p>使用の廃止の届出は、浄化槽の設置状況の確実な把握を図ることを目的とすることから、一時的に使用を停止したが今後使用を再開する浄化槽について届出を行う必要はないと考えま</p>

<p>「廃止の届出に関する事項」に、槽内汚泥の引抜き完了に関する事項を追加すべき。 届出事項に最終清掃の実施年月日及び実施業者名を記載したほうがよい。 廃止後の浄化槽本体の後処理について規定して欲しい。</p>	<p>す。 使用が廃止され不用となった浄化槽本体の処理については、生活環境上支障が生じないよう適切に処理されることを周知してまいります。</p>
<p>【その他】</p> <p>< 浄化槽の維持管理全般 ></p> <p>浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の連携を図るため、作業実施月等の調整をルール化することを省令で規定して欲しい。</p> <p>< 浄化槽の保守点検 ></p> <p>環境省関係浄化槽法施行規則第6条第1項にある「通常の使用状態」の定義を明文化すべきと考える。</p> <p>環境省関係浄化槽法施行規則第6条第1項に規定されている保守点検回数について、「表に掲げる期間ごとに1回以上」の「以上」を削除して欲しい。</p> <p>浄化槽の維持管理を確実にするため、保守点検は毎月実施することが望ましく、できるだけ多くの回数で実施すべきである。</p> <p>法定検査の判定基準を統一し、その結果を踏まえて保守点検回数について客観的に議論すべき。</p> <p>浄化槽の保守点検回数を1回/ ヶ月といったように明確に規定して欲しい。</p> <p>駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検</p>	<p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。</p> <p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。</p> <p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。</p> <p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。</p> <p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。</p> <p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。</p> <p>浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環</p>

及び消毒剤の補給を「必要に応じて」行うとの環境省関係浄化槽法施行規則第6条第4項の規定を「定期点検時に」行うと改正して欲しい。

環境省関係浄化槽法施行規則第6条第4項は非常に重要であり、より重視した条文に改正して欲しい。

消毒剤の補給を「必要に応じて」行うとの環境省関係浄化槽法施行規則第6条第4項の規定を「使用状況により必要に応じ」行うと改正して欲しい。

保守点検及び清掃のトータルコストを検証する必要があるのではないかと。

< 浄化槽の清掃 >

年1回の清掃義務の遵守を徹底するため、汚泥の投入制限撤廃等の措置を講じて欲しい。

< 浄化槽の法定検査 >

法定検査は、時期をランダムに決めて実施されるべきである。

法定検査の水質検査について、検査項目に透視度を導入するなどユーザーの費用負担を低減することはできないか。

法定検査の内容について、BOD測定を義務付けるとともに、窒素・燐除去型浄化槽については窒素・燐についても測定を義務づけるべきではないか。

使用状況が良好な浄化槽については第11条検査の頻度を軽減して欲しい。

第11条検査の受検率向上のために、罰則規

境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。

仮に浄化槽汚泥の処理体制が十分でないことから浄化槽汚泥の投入を制限されているということであれば、平成16年8月24日付け環境省廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課長通知にて、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制の構築に万全を期すよう、地方自治体に求めたところであり、環境省としても、この通知の更なる徹底を図ってまいりたいと考えます。

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において引き続き議論していただく予定です。

今般の浄化槽法の改正により、第11条検査の未受検者に対

定の強化や民間の活力導入等、法的な措置を講じて欲しい。

法定検査の受検率向上のために、検査の依頼に行政の関与が必要と考える。

第11条検査の実施や未管理物件の摘発に資するため、浄化槽設置台帳を整備すべき。

<その他>

単独浄化槽の新設に対する罰則強化及び既設の単独処理浄化槽から浄化槽への全面転換を図って欲しい。

浄化槽法第5条に基づいて設置された浄化槽の竣工検査を規定して欲しい。

建築基準法による建築確認を民間の確認申請検査機関が実施した際に、浄化槽の設置状況が浄化槽担当部局に確実に伝わるように周知を図って欲しい。

する都道府県の指導監督規定を創設するとともに、命令に従わない場合の罰則規定も整備されました。こうした制度を活用して、都道府県と指定検査機関が連携して第11条検査の受検率を向上させるよう、周知してまいります。

浄化槽の設置状況を確実に把握し、浄化槽の維持管理に関する指導監督を徹底する上で、浄化槽設置台帳の整備は有効であると考えます。環境省においても、都道府県に対して浄化槽設置台帳を整備するよう働きかけてまいります。

単独処理浄化槽が違法に設置された場合には、浄化槽法、建築基準法及び建設業法に基づき、違法に単独処理浄化槽を製造した浄化槽製造業者、違法に単独処理浄化槽を設置した浄化槽工事業者及び建築主に対し、罰則を含めた措置を講じることが可能です。今後とも、こうした法制度を有効に活用しながら、関係部局が連携して違法単独処理浄化槽対策を進めてまいります。

また、単独処理浄化槽は、し尿よりも汚濁負荷の大きい生活雑排水を未処理のまま放流し、更にし尿由来の汚濁負荷の低減も不十分であり、水質保全面から問題となっていることから、可能な限り、単独処理浄化槽の撤去に対しあらゆる措置を講ずることにより、できるだけ早期に既設の単独処理浄化槽を浄化槽へ転換してまいります。

建築基準法に基づく建築確認を受けない建物に浄化槽を設置する場合には、浄化槽法第5条に基づき、設置者が都道府県及び当該都道府県を経由して特定行政庁にその旨を届け出、この届出を受けた都道府県及び特定行政庁は必要な勧告や計画の変更等の命令を行うことができることとなっております。また、浄化槽が設置された後は、第7条検査において、所期の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として検査を実施しているところです。今回の浄化槽法改正及び環境省関係浄化槽法施行規則改正により、第7条検査の検査時期が前倒しされますが、より早期の適切な時期に第7条検査が実施されることにより、都道府県が浄化槽の設置及び維持管理に関する適正な指導監督を行うことができるものと考えます。

建築基準法第93条第5項の規定に基づき、指定確認検査機関から保健所に建築確認の申請が確実に通知されるよう、国土交通省に求めてまいりたいと考えます。

現行法第12条及び改正法第7条の2に規定する「生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき」の判断基準を明示して欲しい。

浄化槽の設置・廃止はもちろんのこと、保守点検・清掃まで浄化槽の設置者(施主)が「浄化槽管理者」として浄化槽法上の様々な責任を負うことは適当ではない。

高度処理浄化槽を普及させるため、補助金を出すよう前向きに考えていただきたい。

浄化槽の設置形態について、行政側の積極的な関与により適正な維持管理が行われる市町村設置型がベターである旨省令に規定して欲しい。

都道府県により解釈が異なり、維持管理に関する指導監督がばらばらにならないよう、具体的な事例を示すなど、都道府県に対し周知を図ってまいります。

浄化槽は身近な小川や水路に処理水が放流され、適正に維持管理されることにより水環境の改善を身近に実感することができる施設である点から見ても、浄化槽の維持管理に当たっては、浄化槽の所有者や占有者といった者が浄化槽管理者として責任を有することは適切であると考えます。ただ一方で、浄化槽管理者の負担を軽減することは必要であり、一部の市町村においては、維持管理組織を作り総合的な取組を実施したり、個人が設置した浄化槽を寄付してもらい市町村が浄化槽管理者として当該浄化槽の維持管理を行う事例も見受けられます。

環境省としては、浄化槽タウンミーティングなどにおいて、浄化槽の適正な維持管理の必要性について理解を求めるとともに、こうした先進的な事例を紹介しその普及に努めるなど、浄化槽の維持管理が確実かつ効率的に行われるよう、更に取組を進めてまいります。

窒素や燐を除去するいわゆる高度処理浄化槽については、湖沼水質保全特別措置法の指定地域や東京湾などの閉鎖性海域に生活排水が排出される地域などで、高度処理型浄化槽を設置する場合には、通常の浄化槽と比べてより高い補助基準額を設定し、補助してきたところであります。今後とも、こうした補助制度を積極的に活用しながら、高度処理型浄化槽の普及に努めてまいります。

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)は、浄化槽の面的整備を行う事業である一方、個人設置型については、各戸の事情に応じたきめ細やかな対応が可能です。こうしたことから、市町村設置型と個人設置型のそれぞれの特長を生かしつつ、各地方自治体がこれらを適切に選択することが適当であると考えます。

なお、維持管理については、市町村設置型、個人設置型を問わず、浄化槽管理者による適正な維持管理が求められるところであり、浄化槽タウンミーティングなどを通じて一層の理解に努めてまいります。